

(別紙)

標準文書保存期間基準（保存期間表）（民事部）

令和4年3月14日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	大分類	分類			保存期間
					中分類 (分類記号)		名称 (小分類)	
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針、基本計画、最高裁判所規則、最高裁判所規程	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	別表第2の2とおり	別表第2の2とおり	別表第2の2とおり	10年
	(2) 制定又は改廃	規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書	規則案、規程案、理由、新旧対照条文、裁判官会議資料					
	(3) 官報公告	官報公告に関する文書	官報公告の写し					
	(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引					
	(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書	逐条解説、ガイドライン、運用の手引					
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案基礎文書	基本方針、基本計画					
		イ 通達の制定又は改廃のための決裁文書	通達案					
	(2) 制定され、又は改廃された通達の運用	最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引					
3 執行官の職務、監督等に関する事項	執行官の職務、監督等に関する業務	ア 執行官の職務、監督等に関する連絡文書	一時的通達	執行官（事務）	組ろー05	連絡文書	執行官（連絡文書）（〇〇年度）	5年
		イ 執行官の職務、監督等の状況が記録された文書	報告書			職務、監督等の状況	執行官（職務、監督等の状況）（〇〇年度）	5年
4 調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する業務	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書	一時的通達、事務連絡	調停委員等（事務）	組ろー06	連絡文書	調停委員等（〇〇年度）	5年
5 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	一時的通達	訟務（事務）	訟ろー01	訟務一般	訟務一般（〇〇年度）	5年
	(2) 民事に関する業務	民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、破産、民事再生、人身保護その他の民事に関する連絡文書	一時的通達		訟ろー02	民事	民事（〇〇年度）	5年
	(3) 商事に関する業務	商事実体法及び会社更生、商事非訟その他の商事に関する連絡文書	一時的通達		訟ろー03	商事	商事（〇〇年度）	5年
	(4) 調停に関する業務	調停（家事調停を除く。）に関する連絡文書	一時的通達		訟ろー04	調停	調停（〇〇年度）	5年
	(5) 行政事件に関する業務	行政事件に関する連絡文書	一時的通達		訟ろー05	行政事件	行政事件（〇〇年度）	5年
	(6) 事件報告に関する業務	ア 裁判、審判及び調停の事件報告に関する連絡文書	一時的通達、報告文書		訟ろー10	事件報告	事件報告（〇〇年度）	5年
		イ 国を当事者とする訴訟に関する報告文書	期日の結果及び審理の予定に関する報告文書、終局の報告書、確定の報告書					
	(7) 官報掲載に関する業務	官報掲載に関する連絡文書	一時的通達		訟ろー11	官報	官報（〇〇年度）	3年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類			
	(分類記号)		名称 (小分類)					
	(8) 事件記録の保存に関する業務	事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達		訟ろー１２	記録保存	記録保存（〇〇年度）	５年
	(9) 会同又は会議に関する業務	ア 会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知		訟ろー１３	会同、会議	会同、会議（〇〇年度）	３年
		イ 会同又は会議に提出された文書	配布資料					
		ウ 会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書					
	10 訟廷事務に関する業務（(1)から(9)までに該当するものを除く。）	ア 最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書		訟ろー１５－A	連絡文書	連絡文書（〇〇年度）	５年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類				保存期間
				大分類	中分類 (分類記号)	名称 (小分類)		
		イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書、国際司法共助（囑託・受託）に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会（行政共助）に関する文書 国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の提訴予告通知に関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査囑託依頼書、照会書、調査票、囑託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前証拠収集処分の申立書		訟ろー１５－Ｂ	判決書等写し、調査回答書	判決書等写し、調査回答書（〇〇年度）	１年
		ウ 国を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に関する文書	訴訟係属通知、争訟事件の資料調査回答書、訴状の写し、期日呼出状の写し、答弁書の写し、準備書面の写し、各種申立書の写し、口頭弁論調書の写し、証人等調書の写し、書証の写し、判決通知、判決書の写し、和解調書の写し、上訴申立通知		訟ろー１５－Ｃ	争訟事件資料	争訟事件資料（〇〇年度）	訴訟が終結する日に係る特定日以後１０年
６ 裁判統計に関する事項	(1) 裁判統計の運用に関する業務	裁判統計に関する連絡文書	一時的通達	統計（事務）	統ろー０１	連絡文書	裁判統計（連絡文書）（〇〇年度）	５年
	(2) 統計の作成に関する業務	裁判統計作成上の基礎となる文書	資料文書		統ろー０６	資料	裁判統計（資料）（〇〇年度）	３年
	(3) 裁判統計に関する業務（(1)から(2)までに該当するものを除く。）	裁判統計に関する業務についての一時的文書	一時的通達、統計システム関係事務連絡		統ろー０８	統計事務	事務連絡（〇〇年度）	５年
７ 庶務に関する事項	(1) 会同又は会議に関する業務	ア 会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知	庶務（事務）	庶ろー０３	会同、会議	会同、会議（〇〇年度）	３年
		イ 会同又は会議に提出された文書	配布資料					
		ウ 会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書					
	(2) 文書の管理に関する業務	ア 文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準（保存期間表）		庶ろー０５	文書（保存期間基準）	文書（保存期間基準）（〇〇年度）	５年
		イ 第１１の１の(6)の定めによる廃棄した短期保有文書に係る業務の類型及び廃棄をした日の記録	廃棄記録			文書（廃棄記録）	文書（廃棄記録）（〇〇年度）	５年
		ウ 庶務帳簿	別表第３のとおり			庶務帳簿	別表第３のとおり	別表第３のとおり
	(3) 出張連絡に関する業務	出張に伴う連絡事項が記載された文書	連絡文書		庶ろー０８	出張連絡	出張連絡（〇〇年度）	１年
	(4) 情報化及び情報セキュリティに関する業務	ア 情報化及び情報システムの運用等に関する文書（イに該当するものを除く。）、情報セキュリティに関する内部規約の策定等に関する文書	一時的通達		庶ろー１２－Ａ	情報（連絡文書）	情報（連絡文書）（〇〇年度）	５年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政 文書の類型	司法行政文書の 具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類 (分類記号)	名称 (小分類)		
		イ 情報化及び情報 システムの一時的 な運用等に関する 文書、情報セキュ リティに関する届 出、許可等に関する 文書	通知、周知文 書、届出書、許 可書、申請書、 報告書		庶ろー１２ー B	情報（届出 等）	情報（届出等）（〇〇年度）	1年
	(5) 庶務に関する業 務（(1)から(4)まで に該当するものを 除く。）	ア 事務取扱担当者 等の指定及び特定 個人情報等の取扱 区域の管理に関す る文書	事務取扱担当者 の指定書、取扱 区域の指定書、 総括保護管理者 への報告書		庶ろー１５ー A	個人番号関係 事務	取扱区域の指定（〇〇年度）	5年
		イ 庶務に関する業 務についての一時的 文書	一時的通達			通知・事務連絡等	通知・事務連絡等（〇〇年度）	5年
		ウ 司法行政文書開 示申出に関する文 書、保有個人情報 の開示申出に関す る文書	開示申出の対象 となった短期保 有文書		庶ろー１５ー B	開示	開示申出関係文書（〇〇年度）	1年
		エ 庶務に関する業 務についての一時的 文書	通知、書簡、周 知文書			通知・事務連絡等	通知・事務連絡等（〇〇年度）	1年

- (注)
- 「事項」は、司法行政文書を作成すべき事項を、業務ごとに記載する。
 - 「業務の区分」は、事項に係る業務をその段階ごとに区分して記載する。
 - 「業務に係る司法行政文書の類型」は、2により区分された業務に係る司法行政文書を類型化して記載する。
 - 「司法行政文書の具体例」は、2により区分された業務において、法令により作成が義務付けられている司法行政文書、慣行により作成されている司法行政文書等を記載する。

- (備考)
- ※については、保存期間表を作成するに当たって適宜定める。
 - この通達において「特定日」とは、文書作成取得日において保存期間が不確定である司法行政文書について、保存期間が確定した場合における管理通達第4の3の(4)の定めによる当該司法行政文書の保存期間の起算日をいう。
 - 保存期間の起算日が異なる同一種類の複数の文書が物理的に容易に分離できない形状で一体となっている場合には、保存期間の起算日が最も遅い文書の起算日を保存期間の起算日とし、これらを一体として管理することができる。

(別表第2)

項番	(分類記号)	中分類	小分類	該当する司法行政文書の範囲
1	組いー02	執行官	執行官 (〇〇年度)	執行官に関するもの
2		調停委員等	調停委員等 (〇〇年度)	調停官, 調停委員, 専門委員, 司法委員, 鑑定委員, 参与員, 精神保健審判員及び精神保健参与員に関するもの
3	訟いー01	訟務一般	訟務一般 (〇〇年度)	訟務一般に関するもの
4	訟いー02	民事	民事 (〇〇年度)	民事実体法及び民事訴訟, 人事訴訟, 民事非訟, 民事執行, 破産, 民事再生, 人身保護その他の民事に関するもの
5	訟いー03	商事	商事 (〇〇年度)	商事実体法及び会社更生, 商事非訟その他の商事に関するもの
6	訟いー04	調停	調停 (〇〇年度)	民事調停法その他の調停 (家事調停を除く。)に関するもの
7	訟いー05	行政事件	行政事件 (〇〇年度)	行政事件に関するもの
8	訟いー09	事件報告	事件報告 (〇〇年度)	裁判, 審判及び調停の事件報告に関するもの
9	訟いー10	記録保存	記録保存 (〇〇年度)	裁判記録の保存に関するもの
10	訟いー11	訟務関連文書	訟務関連文書 (〇〇年度)	2から8までに該当しない訟務に関連する事項に関するもの
11	統いー01	裁判統計	裁判統計 (〇〇年度)	裁判統計に関するもの
12	庶いー03	事件報告	事件報告 (〇〇年度)	特殊事件の報告に関するもの

(備考) ※については, 保存期間表を作成するに当たって適宜定める。

(別表第3)

項番	業務に係る司法行政文書の 類型	司法行政文書の具体例	名称 (小分類)	保存期間
庶務帳簿				
1	別表第1の7の(2)のウ関係	システム等管理簿	システム等管理簿	常用
2		送付簿，現金書留授受簿	送付簿（〇〇年度）	3年
			現金書留授受簿（〇〇年度）	